

# 平成29年田原本町議会第3回定例会

平成29年8月3日

(第2日)

田 原 本 町 議 会

平成29年 第3回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成29年8月3日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

---

## 1, 出席議員 (14名)

1番 牟田和正君	2番 阪東吉三郎君
3番 森井基容君	4番 安田喜代一君
5番 森良子君	6番 古立憲昭君
7番 西川六男君	8番 竹邑利文君
9番 辻一夫君	10番 吉田容工君
11番 植田昌孝君	12番 松本美也子君
13番 小走善秀君	14番 吉川博一君

---

## 1, 欠席議員 (0名)

---

## 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣君 局長補佐 森惠啓仁君

---

## 1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 森章浩君	町長公室長 植田知孝君
総務部長 持田尚顕君	住民福祉部長 中屋敷晃弘君
産業建設部長 森博康君	上下水道部長 谷口定幸君
総務課長 森里義則君	監査委員 井上喜一君

教 育 長	植 島 幹 雄 君	教 育 部 長	竹 島 基 量 君
会 計 管 理 者	三 浦 明 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	北 田 喜 史 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 井 良 司 君		

---

平成29年田原本町議会第3回定例会議事日程

8月3日（木曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 8番 竹 邑 利 文 議員

1. 防災に対する想到

(1) 防災拠点となる学校施設の強化を

(2) 災害情報の伝達手段は

(3) キッズ防災教室について

2. 携帯電話の使用実態

有効・安全な使用で犯罪の未然防止になる為に

3. 下水道マイスターの育成

「みんなの下水道」出前授業は

2. 10番 吉 田 容 工 議員

1. 第三者委員会報告を受けて

今回の事件の原因を何と考えておられるのか？

2. 国保県単位化について

(1) 何故負担が増えるのですか？県に一本化されたら費用が削減されるのではないのですか？

(2) 本町は国保保険者として県に統一保険料導入を断念するよう主張しますか？

3. 認定こども園について

幼稚園認定こども園化は公設公営なのかなど基本方針はどのようなものか？

4. 町営住宅について

- (1) 入居状況はどうなっていますか？入居者募集の方法はどのようにしますか？
- (2) 金沢の町営住宅公募をすぐに行いますか？改修と公募同時進行で行いますか？

5. ごみ処理対策について

- (1) 御所市と比べて分別はどう違いますか？御所市の不燃粗大ごみの対応について説明願います。
- (2) リデュース、リユース、リサイクルを徹底する決意はありますか？

3. 2番 阪 東 吉三郎 議員

大規模地震の予測による防災・減災対策について  
大規模地震予測による防災・減災対策について

4. 12番 松 本 美也子 議員

地域で支え合い、助け合う共生社会のために  
認知症サポーター養成講座の実施の拡充について

○総括質疑（議第40号より認第1号までの14議案について）

○散 会

---

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開議

○議長（西川六男君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

### 一 般 質 問

○議長（西川六男君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のために申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。

それでは、質問通告順に順次質問を許します。8番、竹邑議員。

（8番 竹邑利文君 登壇）

○8番（竹邑利文君） おはようございます。

議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

1、防災に対する想到。

（1）防災拠点となる学校施設の強化を。

熊本地震でも、避難所と指定されている学校体育館等が照明や天井の落下等により使用できないなど、安全面での不安が露呈された。学校施設は地域防災拠点の要であると考えます。避難所の十分な機能を発揮するための防災担当課と学校側との体制づくり、ライフラインを守る必要な設備機器の整備、生活に必要なスペースや備蓄の確保等、学校施設の防災機能の強化について本町の施策をお答えください。

（2）災害情報の伝達手段は。

大規模な地震が発生した場合、災害対策本部（役場）から自治会（住民）への伝達はどのようにするのか。

田原本町地域防災計画では、（1）防災行政無線、（2）自治会有線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信手段、（3）車両、バイク、自転車等を用いた伝令となっている。

しかし、（1）（2）は各地の過去の事例から地震の発生直後は使用困難で、実際運用可能な伝達手段は（3）のみである。町職員約260名のうち、約60%が

町内居住であるが、十分な数の職員が参集できるか疑問である。大規模な地震が発生した際、1時間以内に参集できる職員数、また(3)による情報伝達のための必要な職員数についての想定はどの程度か、お答えください。

(3) キッズ防災教室について。

私が加入している笠縫自治会で、子ども会と自治会、防災会が協力してキッズ笠縫防災教室を開催しました。テーマは、親と子で学んで考える「生き抜く」自主防災です。

子どもたちには、命を守る術を習得させること、生き抜くことを身をもって体験すること、保護者は自分の子どもを守る術を身につけることを目的に学ばれました。自分の住んでいる地域の実情に合った防災対策を学べたことは、非常に有意義であったと考えます。

このように、自治会や自主防災組織の活動に地域の子どもの参加することは、地域の防災力の向上に重要と考えます。本町の取り組みについてお答えください。

2、携帯電話の使用実態。

有効・安全な使用での犯罪の未然防止になる為に。

インターネットに接続できる携帯電話等の急速な普及に伴い、青少年がネット上の有害情報の閲覧や悪意ある者からの誘引などにより、事件やトラブルに巻き込まれるなどの問題が全国的に数多く起こっている。県の青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用実態調査によると、携帯電話の使用状況については、小学生では48.6%のうちスマホが18.1%、中学生については72.6%のうちスマホが64.1%で、中学生ではスマホの所有率は前年度より10ポイント以上上がっている。また、フィルタリング使用については、小学生は69.2%、中学生では57.8%である。

県(青少年・社会活動推進課)では、奈良県青少年の健全育成に関する条例を改正し、有害情報へのアクセスを制限するフィルタリングサービスの普及、啓発に取り組まれている。本町の取り組みについてお答えください。

3、下水道マイスターの育成。

「みんなの下水道」出前授業は。

未来の地球環境を見据えたビジョンは、なくてはならない。その中で、身近な水

環境の問題は必須である。

東京都下水道局では、下水道への正しい知識と理解を持ち、主観的に環境問題について考え行動する人材育成を目指し、下水道マイスターと名づけて、子どもたち（低学年から学ぶ）を中心に、未来の水環境を守る人材育成のため啓発に取り組まれている。水環境とは、下水道の役割とは、なぜトイレにティッシュペーパーを流してはだめなのかなど、小学4年生を対象にした出前授業も実施されている。

本町も、児童・生徒に十分知識と理解を求める施策を実施されてはどうか。本町の考えについてお答えください。

○議長（西川六男君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 8番、竹邑議員の第1番目、「防災に対する想到」についてのご質問にお答えいたします。

まず、防災拠点となる学校施設の強化につきましては、小・中学校の照明や天井などの非構造部材対策は、文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」に沿いまして、各学校において定期的に目視等により異常が見当たらないか確認を行っております。

また、施設に必要な諸機能の確保としては、ライフラインが被災した場合に備え、トイレ、電気、水、ガス等の確保が求められるところです。備蓄の充実に加え、災害時には、物資や清涼飲料水等の供給、電気設備の応急復旧の応援、LPガスなどの供給、し尿収集及び運搬など災害協定を事業所や団体と結んでおり、協力を得ながら避難所の運営を行ってまいります。

次に、災害情報の伝達手段として、MCA同報通信システムによります防災無線は、町内46カ所に設置した屋外のスピーカーによる放送や携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、緊急地震速報や避難情報などを周知するものです。なお、MCAシステムには携帯用や車載型の無線機を備えており、消防団の装備とも一体の通信手段を確保しております。

また、災害時の広報手段としては、テレビ、ラジオのほか防災無線、自治会有線放送、広報車などです。このほか、役場や避難所などにおきまして、災害情報や生活関連情報などを掲示板での広報で対応してまいります。

また、新たな情報伝達方法として、登録された方のスマートフォンや携帯電話にメール配信をすることについて検討を進めてまいります。

1時間以内に参集できる職員数につきましては、職員全体のうち町内在住職員が約45%で、これに自転車で移動可能なおおむね15km圏内とした条件での町外在住職員が約40%であり、合わせますと85%の約220名となりますが、実際の参集は、より時間を要すると考えられます。また、自治会長への情報伝達に要する職員数につきましては、指定避難所ごとに1名程度必要と考えております。

次に、キッズ防災教室につきましては、子どもを加えた防災の取り組みが充実するよう町内の自治会や自主防災組織に事例を紹介するなど、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 続きまして、第2番目、「携帯電話の使用実態」についてのご質問にお答えをいたします。

議員お述べのように、小・中学生の携帯電話、スマートフォンの普及率は年々増加しており、特に中学生の所有率が急増しております。

スマートフォンは、アプリケーションを活用することによってさまざまな機能を自由に追加することのできる便利な携帯電話の一種ではありますが、自由度が高い反面、アプリケーションの中には危険性のあるものがまざっている場合もあり、個人情報やいつの間にか奪われてしまうという問題も起きています。このため、利用者自身が情報セキュリティ対策をとる必要があり、ご指摘の有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリングを児童・生徒に徹底することも大変重要なこととなります。

本町におきましても、スマートフォンやパソコンなどのICT機器の活用に対する正しい知識と技能を育成するとともに、フィルタリングなどの危険回避についての知識と理解を深めるよう各学校に指導しているところでございます。

現在、町立の小・中学校では、学級活動や道徳の時間等に円滑な人間関係を築くためのルールやマナーについて、携帯電話やスマートフォンの利用方法と関連づけ

ながら学習をしたり、また中学校では、技術科の授業等でもICT機器の使い方や情報モラル等について学習をしております。さらに、奈良県警と連携した防犯教室を開催し、実際に起きたインターネットトラブルの実例を挙げて、スマートフォンなどに潜む危険性を伝えたり、適正な使用方法についてフィルタリングなどの具体的な助言を与えたりする学習も進めております。

また、保護者のフィルタリング利用についての知識と理解がまだまだ低いと言われていることから、家庭教育学級での講座の開催や学校だよりなどを通じて、スマートフォン等の危険性や保護者の役割についての啓発をしております。

これからも、子どもたちをインターネット上の被害から守るために、学校と家庭、関係機関が連携して取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 上下水道部長。

（上下水道部長 谷口定幸君 登壇）

○上下水道部長（谷口定幸君） 続きまして、第3番目、「下水道マイスターの育成」についてのご質問にお答えいたします。

東京都下水道局では、議員お述べのとおり、子どもたちに下水道を学んでもらうために出前授業や下水道施設見学ツアーなどさまざまな下水道教育授業を実施することで、下水道を正しく理解し、未来の水環境についても主体的に考え、行動する下水道マイスターとなる人材育成に取り組んでおられるところでございます。

国・県におきましても、下水道をテーマとした下水道の仕組みや役割についてなどの内容で出前講座を実施されているところでございます。

こうした中、本町では、下水道の機能や役割などをより知っていただくために、毎年9月10日の下水道の日に合わせて、奈良県浄化センターにおきまして、大和川上流・宇陀川流域下水道協議会が主催となりまして処理施設見学会などの各種催しを行っており、この機会を通じまして、言葉やビデオなどの映像だけでなく、実際に目で見て肌で感じていただくことにより、興味を持ち、ご理解いただけるのではないかと考えているところでございます。

なお、当日におきましては、各種の催しとしてご家族連れ、お子様向けのたくさんの無料イベントもご用意し、多くの方々がご来場し喜んでいただいております。本年

度におきましても9月9日、10日の両日に開催を予定されているところでございます。

いずれにいたしましても、本町の児童・生徒に下水道の十分な知識と理解を求める方法といたしまして、現在実施されております県の出前講座やイベントなどを有効に活用しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 竹邑議員。

○8番（竹邑利文君） 持田部長、ご答弁ありがとうございます。

（1）に関して、災害直後はライフラインが消滅し、情報や物資が入ってこないことが想定される。数日は自力で過ごす覚悟が必要となる。今回の九州豪雨でも行政の対応が甘かった。東京都は、小学校に飲み物など自販機を置き、ふだんは教職員が利用する。災害発生時は児童が無料で商品を利用できる仕組みを導入した。自販機を設置した企業の協力により、食べ物も備えた。このような施策もあると思っ  
てください。

（2）に関して、要するに、役場に勤務時間外の発生時、1時間以内に何名出庁できるか。防災行政無線でも、作動させて発声させるのは職員である。私は、携帯電話使用不可を想定して、本部長（町長）と100自治会長のホットラインの設置を願っていた。また、かねてから衛星電話をお願いしていた。笠縫防災会でも、トランシーバー30台以上は確保し、常時通話できる体制にしている。100自治会  
に対しての通話手段として、トランシーバーの貸与も考えてください。

（3）に関して、子どもたちと保護者に、自分の身は自分で守る基本をしっかりと教え込むことが有意義だったと理解します。広く本町の事業展開されることを期待  
します。

竹島部長、ご答弁ありがとうございます。

2に関して、全国連合小学校長会でも、LINEを介して児童が中傷されたりおどかされたりする事例の報告があります。教職員によっては、中学生、保護者とメール等で連絡している事案も発生している。原則は固定電話とする県が大半である。公私の境が曖昧になりがちだ。

6月27日の磯城郡人推教記念講演で、インターネットの人権侵害件数の報告が

あった。有料アダルトサイトへの接続事案、奈良県警では安心して利用するための合い言葉「しかのあいさつ」を、「し」は「知らせて相談！困った時は大人に」、「か」は「書き込まない！悪口を」、「の」は「載せない！個人情報を」、「あ」は「危ない！見ないで危険なサイト」、「い」は「行かない！会わない！ネットで知り合った人に」、「さ」は「作成しよう！ネットのルール」、「つ」は「つけよう！外さない！自分を守るフィルタリング」となっている。よりよき利用を望むところです。

谷口部長、本会議の初答弁ありがとうございます。

3に関して、トイレットペーパーとティッシュペーパーを水中でかきまぜて、水中で反応を比べる実験を見せる自治体もありがとうございます。使って汚れた水はどこへ行く。水循環は、水が下水道を通り、川や海に帰っていき、それが雲を経て雨となり、上水道から下水道というサイクルのことである。

質問では、1、小便した後はなぜ水を流すのか、2、台所の流しや洗面台の下の管はなぜ曲がっているか、3、マンホールのふたはなぜ丸いのか、4、小さくて人が入れない下水道管はどうやって点検するのか、5、1cmのさいころ型をした汚泥の中に微生物はどのぐらいいるのか、これらの問いに答えられる児童は何人おられるのか。これからの田原本を背負って立つ児童のためにも、よろしくご指導してあげてください。

再答弁はもう結構でございます。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） では、以上をもちまして、8番、竹邑議員の質問を打ち切ります。

続きまして、10番、吉田議員。

（10番 吉田容工君 登壇）

○10番（吉田容工君） それでは、一般質問させていただきます。

きょうは欲張って5つも質問しますので、端的に答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

まず、1番目に、第三者委員会報告を受けてについて質問させていただきます。

第三者委員会の報告には、元理事長及び前副町長が絡む一連の事件が起きた背景は、長年の委託・交付先であった愛和会と町とのなれ合いによるものと指摘されま

した。また、議長から提言書が提出されています。これらの報告を受けて町長みずから考察されたことだと思います。

そこで質問します。今回の事件の原因を何と考えておられるのか、ご見識を披露願います。

2つ目に、国保県単位化について質問します。

国保県単位化が来年4月に迫ってきました。県単位化は、県が地域医療構想を作成し医療供給体制を確立するとともに、医療費の削減を目指すことが目的だそうです。

この間、各自治体の納付金と標準保険料率の試算が示されました。それによると、本町の保険料率は医療分の所得割が7.5%から8.38%に、後期支援分の所得割が2.3%から2.55%に、介護納付分の所得割が2%から3.26%にそれぞれ上がるという試算が出されています。私の国保税を試算すると、約8万円の値上げとなります。

県単位化後6年間は田原本町で保険税率を決めることができますが、7年目からは県が決めるという聞いています。県単位化により、大変重い負担が被保険者に課せられることとなります。これは全く納得できません。

そこで質問します。なぜ負担がふえるのですか。県に一本化されたら費用が削減されるのではないですか。明確な説明を求めます。

全国47都道府県の中で、統一保険料を目指しているのは現在、大阪府、滋賀県、奈良県と広島県だけと聞いています。佐賀県は保険料均一で話を進めておられましたが、県と20市町で構成する県市町国保広域化等連絡会議で首長から慎重意見が相次ぎ、ことし1月、10年程度かけて保険料率・額を一本化するという方針を見直し、期限を定めずに一本化を目指していくとして、事実上均一化方針を取り下げたそうです。

奈良県の医療費格差は1.38倍です。大阪府の1.2倍と比べて大きな格差があります。その格差をそのままにして保険料率を統一することに説得力はありません。これまでの市町村の努力を無にする統一保険料率に異議を唱えることが町の役割だと考えます。

そこで質問します。本町は、国保被保険者として県に統一保険料導入を断念するよ

う主張しますか。本町住民の健康を守るという大切な責任をぜひ果たしていただくことを求めます。

3つ目に、認定こども園について質問します。

6月議会で部長から、幼稚園に認定こども園を設置することを決定したという報告がありました。子ども・子育て支援事業計画では、保育事業量の見込みと確保の方策に、平成28年度、量の見込み580に対して確保の見込みは570で不足量11と予想されていました。計算は合いませんが、このように書かれていました。実態は45不足、待機児が45人もいたと伺いました。平成29年度当初の待機児は26人とこれまでに報告されています。

年度当初の待機児26人の内訳は、0歳児9人、1歳児9人、2歳児4人、3歳児2人、4歳児2人となっています。0歳児から受け入れる認定こども園が必要とされています。至急対応することが求められています。

そこで質問します。幼稚園認定こども園化は公設公営なのかなど基本方針はどのようなものか、具体的な内容を示されたい。

4番目に、町営住宅について質問します。

本町には、金沢に38戸と秦庄に18戸の町営住宅があります。空室が生じた場合、秦庄では町が公募で入居者を募集しています。金沢では、これまでは地元自治会が空室を管理されていました。ところが、現地に行ってみると空室が目立ちます。

そこで質問します。入居状況はどうなっていますか。入居者募集の方法はどうしますか。答弁を求めます。

この間、町営住宅に入れないのかという問い合わせがありました。これまでは県営住宅への応募を進めていましたが、現在、笠形県営住宅の公募は中止されています。民間住宅はたくさん建設されていますが、町営住宅の需要は大きいと思います。また、空室になって放置しておくとも部屋も傷んでくると思います。

そこで質問します。金沢の町営住宅公募をすぐに行いますか。改修と公募同時進行で行いますか。答弁を求めます。まず、ハウスクリーニング等で対応できる空室の公募を大至急求めます。

最後に、ごみ処理対策について質問します。

現在、やまとクリーンパークへのごみの持ち込みが可燃ごみだけ認められていて、

不燃ごみや粗大ごみについては持ち込みできずに、民間業者に委託している状況になっています。昨年度、一般廃棄物処理基本計画を策定されたところですが、現状を分析して新たなごみ処理計画を策定することを提案します。御所市のクレームは、本町のごみ分別が不十分であるという指摘です。

そこで質問します。御所市と比べて分別はどう違いますか。御所市の不燃・粗大ごみの対応について説明願います。

御所市の指摘に対して、そんな厳しいことは言わずにこのまま持ち込ませてちょうだいと御所市をお願いすることを本町の住民は求めています。もっと高い志を持っておられます。そこまで言うんだったら、もっとリデュース、リユース、リサイクルを徹底したらいいと提案させていただきます。

徳島県上勝町では、34分類を徹底し、ごみなし宣言を行っておられます。福岡県大木町も、奈良県では斑鳩町がごみゼロ宣言されて、ごみの究極削減に取り組んでおられます。

本町はこれまで、有料化したらごみが減ると安易な有料化を進めてこられました。そんな安直なやり方では駄目だと指摘されているのです。やまとクリーンパークへの不燃ごみ、粗大ごみ持ち込みが認められないこの機会を活用して、町が積極的なごみ削減目標を打ち出し、町を挙げた取り組みをされることを求めます。

一般廃棄物処理計画には、循環型社会へ移行することが必要、物質を効率的に利用し、リサイクルを進めることで、環境への負荷をできるだけ少なくすると示されています。本町の目指す基本理念「持続可能な循環型社会の構築」を実現するために、町長のリーダーシップが求められています。

そこで質問します。リデュース、リユース、リサイクルを徹底する決意はありますか。この機会を逆手にとって、住民を巻き込んだごみ減量作戦、分別を徹底されることを求めて、一般質問とします。

○議長（西川六男君） 町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 10番、吉田議員の第1番目、「第三者委員会報告を受けて」のご質問にお答えいたします。

まず、田原本町が実施する地域子育て支援拠点事業におきまして、本町にとって

大変不名誉な事件が起こり、議員の皆様方をはじめ住民の皆様方に大変ご心配をおかけしていることに、町長としてまことに申しわけなく思っております。

私といたしましては、事件後直ちに弁護士、公認会計士等5人による田原本町補助金等適正執行調査委員会を設置し、関係者への事情聴取など7回にわたり事件の背景、経緯、原因、そして今後の取り組み等について報告をいただきました。

ご質問の原因につきましては、長年にわたり本事業の実績報告書に領収書の添付も求めておらず、また、事業内容の検証の見直しや現地調査の実施も行ってこなかったことなどを職員が疑問に思わない組織体質や行政の構造により、委託金、補助金の交付事務のチェック機能が働いていなかったことが、この事件の大きな原因であると私は考えております。

今後は、一日も早く町民からの信頼を取り戻すべく、議会からのご提言や第三者委員会からの報告をもとに、二度とこのような事件が起こらないよう早急に対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 続きまして、第2番目、「国保県単位化について」のご質問にお答えいたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させるため、新国保制度である県単位化に向け、現在も引き続き、県と県内市町村が協議、検討しているものであります。

議員お尋ねの、県単位化により「なぜ負担が増えるのですか。県に一本化されたら費用が削減されるのではないのですか」のご質問につきましては、国保の保険税、また保険料は現在、市町村ごとに算定されており、保険税水準が異なります。その主な要因は、市町村ごとに医療費等の保険給付費に差異があること、保険給付費に見合う保険税率の設定として、所得割や均等割、平等割の設定方法などに差異があることなどが考えられます。県単位化後の市町村から県への納付金の算定基準

については、市町村ごとの医療費水準は考慮しないこと、市町村の被保険者の所得水準、被保険者数・世帯数に応じて算定すること、赤字補填や保険料軽減を目的とした市町村独自措置は考慮しないことなどを基本とされることから、市町村によりましては、医療費水準が相対的に低い場合、所得水準が相対的に高い場合、赤字補填等市町村独自措置をとってきた場合などに該当する場合に保険料が上がる要因となるものでございます。

続きまして、「県に統一保険料導入を断念するよう主張しますか」のご質問につきましては、平成30年度から法の規定により、都道府県が市町村とともに国民健康保険事業を行い、県が市町村国保の財政運営に責任を有することとなるものですが、奈良県ではいわゆる奈良モデルの考え方のもと、県が地域医療構想の推進、医療費適正化などの取り組みの推進とあわせて、被保険者負担である保険料にも目配りし、平成30年度からの県単位化から6年経過後の平成36年度から、同じ所得水準・所得構成であれば県内のどこに住んでも同じ保険料水準になるという保険の原則に立ち返ることを目指すことによって、国民健康保険料負担の公平化につなげていくという考えに本町をはじめ各市町村が同意したものであり、統一保険料導入の断念については主張しないものであります。

次に、第3番目、「認定こども園について」のご質問にお答えいたします。

ことし7月1日時点の待機児童は、町内3園で、国基準で町内のいずれの保育園にも入所できない児童は0歳児3人、1歳児3人、3歳児1人、計7人となっています。また、第1希望の保育園に入所できない児童は0歳児3人、1歳児3人、2歳児4人、計10人となっています。

また、定員に対する入所児童の割合は、宮古保育園は定員200人に対して入所児童212人、入所率106%、宮森保育園は定員200人に対して入所児童213人、入所率107%、こどもの森阪手保育園は定員100人に対して入所児童116人、入所率116%となっております。今年度は1歳児の入所が多く、入所率は、宮古保育園は146%、宮森保育園128%、阪手保育園200%となっております。

このような状況の中、先の第2回定例委員会におきまして、幼稚園施設を活用して幼稚園を認定こども園化することを報告させていただきました。現在は、どの幼

稚園を対象とするのか、いつ認定こども園化するのか、どのような運営形態にするのかについて鋭意検討しているところで、7月3日には、子育て中のお母さんを対象に、現実的なニーズを把握するためのタウンミーティングを実施したところです。

いずれにしても、来年度の予算措置までには具体的な計画を報告できると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 続きまして、第4番、「町営住宅について」のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本町には金沢に38戸、秦庄に18戸の合計56戸の町営住宅があり、先月末現在、金沢住宅は27戸、秦庄住宅は18戸に入居しておられます。空室は、金沢住宅は11戸で、秦庄住宅はありません。

秦庄住宅におきましては、昨年2月末現在で空き室が2戸ありましたが、3月公募により入居者を募集し、現在空き室はない状況でございます。

金沢住宅におきましては、昨年3月末現在で空き室が7戸あったところですが、それから昨年度に3戸、本年度で1戸の退去者があり、現在、空室が11戸になっている状況でございます。そうなりますと、議員ご心配のとおり治安上、また防犯上の問題も生じることが懸念されますので、現在、田原本町営住宅条例の規定による公募手続により入居者を募集すべく、地元協議及び関連事務を進めているところでございます。

次に、公募の実施時期につきましては、当該住宅設置に係る経緯及び地元住民の方々の十分に理解を得て、本年度中に実施できるように地元協議及び関連事務に努めてまいりたいと考えております。

次に、改修と公募の同時進行につきましては、改修工事の規模にもよりますが、現年度予算を限度とした工事内容で実施を予定しており、その後、公募により入居者の募集手続を計画しております。

次に、第5番目、「ごみ処理対策について」のご質問にお答えいたします。

まず、本町と御所市の不燃・粗大ごみの分別の違いにつきましては、御所市では

焼却炉に流動床方式を採用していたことから、その仕組み上、燃えるごみのみでの対応炉で、ごみ焼却炉への負担を少なくするため可燃ごみと不燃ごみの分別を徹底された経緯がございました。特に不燃ごみに関して、ガラスや陶器類の破片を除いた金属類やリサイクル品などを手作業で細かく分別し、不燃ごみではなく資源という取り扱いをしており、リサイクル品についてはさらに細分化され分別し、売却されておりました。

また、粗大ごみにつきましては、可燃性の粗大ごみと不燃性のものを多く含む粗大ごみに分類され、可燃性の粗大ごみは破砕して焼却に、不燃性のものを多く含む粗大ごみは金属製の部分を分別し、不燃ごみ同様に売却されておりました。

本町におきましては、従前より焼却炉はストーカ方式を採用しており、不燃・粗大ごみは収集した状態のまま破砕機を用いて破砕、選別を行い、その中から有用な資源物類だけを抽出しておりました。その中には鉄、アルミニウム、銅といった金属類も多く含まれておりますので、不燃・粗大ごみの内容について差異があるところでございます。

やまとクリーンパークは、組合構成市町のごみ処理に対応できるよう打ち合わせを行い建設されておりますので、本町においても不燃・粗大ごみは組合で処理できることを前提として進めてまいりましたが、本年3月13日に本町のごみを試験搬入した折に、組合議会の中で、不燃ごみの質について御所市との差が大き過ぎるとの指摘があり、2市1町で合意できるまで一旦搬入を中止し、やまと広域環境衛生事務組合において調整が図られることとなったところでございます。

現在、本町は不燃ごみ処理を業者に委託しておりますが、協議の中で、やまと広域環境衛生事務組合から御所市施設の一部を組合が利用して搬入、分別する提案がございました。また、それに係る追加の費用負担はないとの方針がこのほど示されたことにより、来月以降におきまして、やまと広域環境衛生事務組合へ不燃・粗大ごみの搬入開始を目指しているところでございます。

次に、「リデュース、リユース、リサイクルの徹底」につきましては、本町が本年度よりこれまでの清掃工場からやまとクリーンパークでの広域ごみ処理へ移行したことが本町清掃行政にとっても大きな節目であり、さらなる廃棄物の排出抑制と再利用及び再資源化への取り組みが課題であると考えております。

取り組みに当たりましては、今までの経緯や現在の車両の人員配置等のごみ収集体制等も勘案し、収集場所の確保やごみ分別方法の見直し等も含めた検討をしてまいりたいと考えております。

現在、家電類におきましては、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の大型家電類は家電リサイクル法に基づき消費者自身がりサイクルすることを義務づけられております。本町では、携帯電話やゲーム機等の小型家電類につきましては現在拠点収集を行っており、今後、中型家電類におきましても新たに拠点収集ができないか検討しております。

ごみ分別の徹底を図るためには住民のご協力が不可欠であります。そうしたことから、本年3月には家庭ごみと資源物の分別と出し方ガイドブックを作成し、各家庭に配布させていただきました。啓発につきましても、町広報やホームページ、また各種イベント等に参画し、積極的に活用しまして、より一層のごみ分別に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） それでは、答弁の順番に質問していきたいと思っております。

まず、第三者委員会報告を受けて町長の見識を伺ったところ、大変びっくりするような答弁をいただきました。なぜかという、職員が疑わなかったとかそういうことで、全部職員のせいになっているんじゃないかと、私はそういう認識を得たんです。その点では、町長はどのような認識かわからないですけれども、今の答弁でしたら、職員と業者がなれ合いになっていたからこんなことになったんだと、職員が頼りなかったんだという答弁としか受け取れないですよ。

第三者委員会のまとめではどう書いてあるか。原因は2つ書いてあるんです。一つは、元理事長及び副町長が絡む一連の事件が起きた背景は、愛和会と町とのなれ合いによるものであると思われる。これは職員だけじゃないです。幹部も含めたものなんですよ。副町長とかが入っていますからね。町の幹部と愛和会の幹部のなれ合いが原因だったと指摘されているわけですよ。それについて全く答弁がない。これはおかしい話ですよ。もう一つの理由は、1社に対する契約なので競争原理が働かずと。全部愛和会に任せたのが駄目だというのが第三者委員会のまとめに入っ

ているわけです。

その点では、第三者委員会が出した内容をさらに薄めて、町長はこの事件を認識されていると私は感じました。その点でもし反論があるなら、よろしくお願ひします。

それに続けて言いますが、今回、認定こども園についても質問させていただいています。結果としたら、どうするか全く決まっていないう答弁でしかなかった。これでは駄目だと思いますよ。やはり田原本町として、田原本町の公設公営幼稚園を民間に渡すかもしれないということも入っているわけでしょう。また愛和会に渡すんですか。それはどこに渡すかとは公言されないうと思いますけれども、そんなことでは田原本町の幼稚園に対する認識も保育園に対する認識もさらに薄くなるんじゃないですか。

これは、部長じゃなくて町長が幼稚園の認定こども園化は公設公営でやりますと、ぜひ発言をきっぱりしていただきたいと思います。

それと、国保についてなんですけれど、残念ながら、県の職員の方に田原本町の国保の被保険者の気持ちがわからない。全くわからない。収入が増えないのに保険税だけ増やしてもらってどうなるんですか。市町村の医療水準を考慮しない、そんな馬鹿なことがありますか。今、国保は毎年毎年各市町村で努力して、なるべく保険税を抑えるように頑張っているわけです。その努力をなくしてしまつて、県に任せておいたら財政が安定する、それはたくさん国保税を取つたら安定しますよ。でも、それで本当に被保険者の生活が、健康が守れるのかというところが問われているんですよ。既に合意しているから言いませんというんじゃないで、これも町長、答弁してくださいよ。

田原本町が、課税所得200万円で世帯3人だったら11万円ぐらい上がりますよという資料を出されているでしょう、今。そんなことになったら大変ですよと声を上げていただくのが町長の役割じゃないですか。その点では、国保についても町長の答弁を求めます。

次に、町営住宅について、昨年の決算委員会で私は空き家について聞きました。そのときの答弁は、金沢に8室空き家がある、そして地元自治会と協議をして町が管理するようにするような方向で進めているんだと去年の9月に答弁があつたわけ

ですよ。それがいまだに実施されていない。今年度予算がついたら、今年度末までにやったらいいわという姿勢じゃないかなと心配しているんです。

今11もあります、ハウスクリーニングだけでできるところもあると思います。その点では、1回に全部じゃなくても、2回に分けてでもすぐにやるべきだと私は思っています。それを提案していますが、早期に実施するつもりがあるかどうか、これだけもう一度聞かせていただきます。

あと、ごみ処理については大変問題です。何が問題かといったら、今の田原本町不燃ごみをやまとクリーンパークに持ち込んで、やまとクリーンパークの職員がそれを分別すると。それで合意していると。だから9月から持ち込みますという答弁でしたよね。

よく思い出してください。3月13日にやまとクリーンパークに持ち込んだら、それで処理できると思っていたらどんなクレームが来たか。御所市議会から、御所市はお金を払って檀原市で処理していただいている、田原本だけなぜ全部ただでするんだと苦情があって、その処理費用を負担したわけでしょう、幾ら払ったか私は知りませんが。その点では、この問題、御所市議会、五條市議会、そこでも結論を得てそれでオーケーですよという答えをいただかないと本当に安心して持ち込めない。今やまとクリーンパークだけで話をしていたら、今までいろんなところでトラブルっているじゃないですか。当然ですよ。

御所市議会の主張も私は当然だと思いますよ。もっと人をよくしろ、それをねじ曲げてでもそっちでやってよというのがいいのか、それとも田原本町で努力しますよというのがいいのかということになると思うんです。

その点では、本当にこのまま持ち込んで、やまとクリーンパークで処理をしていただいて財政的な負担が出てこないのか、そのことについて明快な答弁を求めます。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、1つ目の「第三者委員会の報告を受けて」でございしますが、決して薄めているわけではございません。そして、全てを職員のせいとしているわけでもございません。報告書の中にもありますように、やはり町役場の組織体質、そして行政構造がこの事件を起こした背景であると私は認識しております。そこから現地監査や現地調査、事業報告書を作らなくてもよかったという形へと

り、今回の事件を起こしたと考えておりますので、まずは組織体制の強化、そしてチェック機能の強化、交付事務の強化、そっちに私は取り組んでまいりたいと考えております。

そして、認定こども園に関してでございますけれども、今鋭意調査中でございます。決してここで公設公営でいくということも申し上げられません。今、あらゆる設置方法を考えながら、まず幼稚園をいかに有効利用していくかというところを最優先で考えておりますので、今その答えを述べることはできません。

また、国保事務につきましても、今、議員おっしゃっておられますように、町の加入者の方々に負担していただいたことは十分理解しております。それをいかに加入者に還元するかということも考えております。7年後の保険料統一に向けて軟着陸をどのようにしていくかということを考えながら、今進めているところでございます。

ただ、奈良県の方針といたしましては、奈良県どこに住んでいても同じ保険料で実施するということが原則となっておりますので、それに従いながら、ただ、町としての主張もさせていただきながら、今、制度設計に声を上げているところでございます。

そして、ごみの件でございますが、町長としての立場といたしましては、やまとクリーンパークは五條市、御所市、田原本町の分別方法をそのまま維持できる形での建設仕様書となっております。ですから、3月13日に組合から試験搬入するためにごみを持ち込んでくださいといったときは、そのまま持っていかせていただきました。その中で、組合の中で疑義が生じ、これではなかなか難しいという話になりました。

そこで、組合議会の中で、やはり統一した、できるだけ近づけていけるような形での分別方法にしていこうという大きいコンセンサスはとれました。今そこに向かって動いているところでございますので、御所市の分別の方法も学びながら、ただ田原本町の今までのごみ行政の経緯もございますので、しっかりとそこを見習いながら進めてまいりたいと考えております。

部長の答弁にもありましたように、まずは中型家電のリサイクル品目を一つふやしながら、リサイクル意識を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「議長、答弁漏れです。御所の議会の承認が得られているのかと、追加費用はかからないのかと。部長、わかるんですか」と吉田議員呼ぶ）

○議長（西川六男君） 産業建設部長。（「明言してください」と吉田議員呼ぶ）

○産業建設部長（森 博康君） 五條市が7月の初旬に不燃物の試験搬入をいたしまして、その結果を御所市の9月の議会のときに報告するような形で聞いております。その結果により、町のほうもその月以降に搬入を開始しようかと考えております。

それと、財政的な負担に関しましては一切かからないという形で組合のほうから聞いております。

それと、先ほどの町営住宅の件でございますが、ハウスクリーニング程度で済むような形のものというのもあります。入居者の募集時期の公募に関しましては、今年度中という形のものも考えておりましたが、今年中に募集できるような形のものを考えております。よろしくお願ひします。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 町長からいただいた答弁書には、第三者委員会の報告を受けた中で、事業内容の検証の見直しや現地調査の実施を行ってこなかったことなどを職員が疑問に思わなかった組織体質や行政の構造によりと書いてあるわけですよ。これ、トップをはじめとするという答弁じゃなかったわけですよ。そこが心配なんです。本当に職員の困っていること、悩んでいること、その思いがトップまで届く状態の組織になっていない、それが問題じゃないかと思うんですよ。

100条委員会に来ていただきましたけれども、お中元、お歳暮を何の疑問もなく受け取られた元部長もおられましたけれども、これは受け取れませんと断った部長もおられたんです。ただ、その部長のところにもまた送ってきたということで、困っておられると。

その点では、担当課長や担当部長じゃなくて、田原本町の体質としてそういう接待は受けませんよというところをトップがやっぱり責任を負うべきだと思うんです。トップが率先して田原本町のそういう風土をつくっていく、その決意なしに、この事件を糧に住民の皆さんに納得していただくことはないと思うんですよ。幾ら町長がこの事件には関係ないですよと言っても、結果としたら職員の規律をがんじがらめにするだけで、トップは何もないということでは成り立たないと思います。その

点ではもう一度町長の姿勢をただしたいと。

それと、さっき言いましたように、国保の県単位化は決まっていますからと言っておられますが、一応決まっているんですよ。でも、覆すことはできるんですよ。全国で統一化するのはわずかなんですよ。なぜしないかといったら、各市町村の実態を踏まえているからですよ。それを、もう一旦決まったからでなくて、一旦決まっているけれどもやはりもう一回考えるべきだと主張していただくのが町長の仕事だと思うんですよ。

特に、経過措置で6年間というのは、なってしまつて6年もたつたら変えられないから6年間で、いわゆる7年目にびっくりするという結果しかないじゃないですか。統一の保険料率は下がることがないんですから。

その点では、本当に6年間は、今、田原本町の国保財政が5億円以上残っていますから、それで補填できますよ。それを過ぎたら全部保険料に返ってくるんじゃないですか。それ以上に求められると。それを負担させるということを前提として今本当に国保料の保険料率の統一化を是とされているのか、そこを本当に聞きたいと思います。

それと、認定こども園については、田原本町の幼稚園を認定こども園にするに当たって公設公営か民営かわからないというような答弁をされたのは非常に情けない。その点で、田原本町が責任を持って待機児童に対応していく。なかなか難しいのは、どのぐらいの子どもさんの需要が出てくるかというのが難しいわけです。その点では、田原本町の町立幼稚園を認定こども園にする、ケースをつくって次にほかの幼稚園に広げる、公設公営ならやりやすいんですよ。これが、民間ならそういう業者が入ってこないと成り立たないようになりますから断念することになりますけれども、その点では、やっぱり田原本町の子どもたちの保育に責任を負うという点では田原本町が乗り出すべきだろうと思うんです。これについても、もう一回答弁を求めます。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、1番目の第三者委員会での責任のあり方でございますけれども、6月議会でも議員からご指摘いただきましたトップへの報告はどうするのかということでございますが、今回、法令遵守条例の中でも書かせていただい

おりますが、公益通報制度をきちんと整備することで必ず上司にも届くような制度としておりますので、決して職員が一人で悩まず、そこで起こったことを上司、また組織として対応する制度をつくり上げたいと考えております。

そして、中元、歳暮の件でございますが、今までは職員の倫理規程がございませんでした。その中で、付け届けがあった場合、同等品を返していた職員もございません。それはやはりルールがなかったからだとは私は考えております。しっかりとルールをつくり、職員が対応すべきマニュアルを整理することで、職員がこれで正しいというふうに自覚を持って行動できるようなルールづくりを5月1日に発効させていただきましたので、それを遵守するようお願い申し上げたいと思います。

そしてまた、職員への通知でございますが、8月1日の部課長会において、今回の第三者委員会の報告を受け、そして町として、町長としての対応、また責任のとり方もきちんと報告をさせていただきました。これからは、しっかりと信頼回復に向けて私自身が責任を持って行っていくということをお約束させていただいたところでございます。

2つ目のご質問の国保に関しましては、先ほども申し上げましたように、町民の加入者の方に払っていただいた5億円以上の積立金は必ず加入者の方に還元できるように主張しております。その中で、やはり県が主張されておられます原則として、奈良県内どこに住んでいても同じ保険料で生活ができるという大原則に同意をしながら、ただ、町としての主張もしながら、そこにどういうふうに近づけていけるかというところを主張させていただいております。制度設計の中でも町としての主張もさせていただいておりますので、それをいかに県が受け付けてくれるか、また取り入れていただけるかということを私は主張させていただきたいと考えております。

そして、認定こども園のところでございますが、保育の実施主体はあくまでも行政でございます。民間であれ公立であれ、保育の実施責任者は行政、それを委託するかしないかだけでございますので、しっかりと責任を持って保育行政を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして、10番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、2番、阪東議員。

(2番 阪東吉三郎君 登壇)

○2番(阪東吉三郎君) 議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

大規模地震の予測による防災・減災対策について。

本町の地域防災計画(平成26年度修正)では、地震調査推進本部(文科省研究開発局地震・防災研究科)の長期評価から、奈良盆地東縁断層等の活断層で起きる地震(内陸型地震)は発生間隔が数千年度と長いため、今後30年以内の発生率はほぼ0から5%と低くなっています。また、南海トラフを震源とする海溝型地震(マグニチュード8から9クラス)について、今後30年以内の発生率は70%程度と高くなっている。東海・東南海・南海地震が同時発生すれば、本町全域で震度5強の揺れとなることが予測される。

これらの地震の発生による被害は、奈良盆地東縁断層帯地震では建物の全壊棟数が5,820棟、半壊棟数が3,725棟、炎上出火件数が42件、焼失棟数が832棟、死者が256人、負傷者が449人と予想される。東海・東南海・南海地震では、建物の全壊棟数が101棟、半壊棟数が90棟、炎上出火件数及び焼失棟数は0棟、死者が0人、負傷者24人と予想される。

このような甚大な被害が想定される地震の発生率が30年以内0から5%や70%と予測しているが、このような発生率を示されても近日に発生することもあり得ます。このような予測が本当に役に立つのか疑問であります。

卑近な例では、熊本地震では、布田川・日奈久断層帯の30年以内の発生確率は不明もしくは0から6%とかなり低い想定でございました。ところが、7月14日に大阪で開催された一般社団法人地震予兆研究センター所長の八木下重義氏の「GPS/地下水等の3次元統合分析による大規模地震予測」講演では、東日本大震災では地殻がその当時の1月26日までは西方向に0.8cm動いていたのが、東方向に引っ張られる異常な変動をしかけた。そのデータを3月2日に内閣府の防災担当に提示しましたが、地震学会の学者さんたちに検証させないと対応できないとの回答であり、3月7日に再度対応を確認に行きますと、3月25日に会議を開く予定ですと。3月11日には5m以上の動きを示しております。その結果、あのような大災害が発生し、甚大な被害が出ました。データは防災担当係長の手元にとめ置

かれたようです。

また、今回の熊本地震のときも、異常地殻変動を確認し、賛助会員である全日空に通知したところ、熊本空港で足どめされる乗客の移動や、熊本空港行きの飛行機が熊本空港に着陸できない場合鹿児島空港に変更することを想定して乗客の熊本へのバスの手配を整えるなど、事前の措置を講じたとの実例を紹介されました。

この法人は非営利団体で、賛助会員の会費によって運営されており、NTT東日本、中日本高速道路、西日本高速道路、ローソン、サントリー、住友商事、全日空、三菱地所をはじめ500社以上の企業及び埼玉県を含む地方自治体も賛助会員になって研究開発の支援を行っているようです。熊本地震のときも、発生前日の4月13日18時に賛助会員に臨時メールを発信しています。賛助会員には、毎週月曜日に、7日以内に発生が予測される震度5以上の地震に関するレポートを配信されているようです。

過去3年間でマグニチュード6以上の地震が38回発生しており、事前の情報配信で31回的中し、82%の的中率を達成しているようでございます。この82%を100%に引き上げるための研究開発を加速するために、日本IBMの協力を得てWatson、SPSS等による統合解析を進め、2020年東京オリンピックまでには、巨大地震発生24時間前にアラート情報を自動配信するシステムを社会実装する計画を立てているようでございます。

本町も、事前に大規模地震の発生が予測されるようになれば、防災・減災に大いに役立ち、多くの住民の被害を防ぐことが可能になるものと考えます。防災課において、この法人の事業内容及び実績等を調査され、この法人からデータ配信を受けられるを検討される考えがとおりになるのか、お尋ねいたします。

なお、再質問は自席でさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 2番、阪東議員の「大規模地震の予測による防災・減災対策について」のご質問にお答えいたします。

地震に研究につきましては、気象庁や大学をはじめとする関係機関が実施しているほか、民間団体が取り組んでいる事例もございます。

地震の予知について気象庁は、地震の起こる時、場所、大きさの要素を精度よく限定して予測することとしています。毎日起きているマグニチュード4程度以下の小さな地震を予測する場合は大抵当たりますが、それに情報としての価値は余りないと考えられています。少なくとも1週間以内に、どこでマグニチュード6から7の地震が発生するというように限定される必要があるとされております。

地震の予測される地域で科学的な観測が十分に行われ、常時監視体制が整っており、予知のできる可能性があるのは、現在のところ駿河湾付近からその沖合を震源とするマグニチュード8クラスの東海地震だけで、それ以外の地震については、直前に予知できるほどの科学技術が進んでいないと公表されているところです。

お尋ねのデータ配信を受けることにつきましては、他団体での導入状況や活用方法などを検討してまいりたいと考えております。

また、地震から身を守るには、いつ地震が発生しても慌てないように日ごろから心の備えをしておくことや、自助・共助によりまして災害に事前に備えることが重要であり、引き続き広報してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 阪東議員。

○2番（阪東吉三郎君） ご答弁ありがとうございます。

ただし、質問について回答いただいていないんです。この法人の事業内容及び実績等を調査されましたか。それについてお答えがなかったので、お伺いしたいと思います。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） ご質問でございますが、防災等においてこの法人の事業内容及び実績等を調査され、この法人からデータ配信を受ける手続を検討されるかというふうな形で私どもは受けとめをさせていただきました。今この場でそれを受けるかどうかというのをお答えするというふうなご質問ではなく、法人からのデータの配信を受ける手続を検討されるかというふうな趣旨で答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（西川六男君） 阪東議員。

○2番（阪東吉三郎君） ということは、まだ今のところは確認の手続は踏んでおら

れないということ。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） この法人に対しましてもお尋ねをさせていただきました。どれだけの団体、議員お述べの民間団体につきましては議員が公表されている会社というのがございますが、私どもは公共団体、議員は埼玉県もおっしゃっていますが、けれども、その辺についてお尋ねをさせていただいたんですが、公共団体についての公表は控えさせていただきたいというのがございました。

それから、メールの配信の費用につきましても提示はいただいております。ただ、そういったことも含めまして、民間の場合は全国的な輸送、それから流通等がありますので全国的な情報が必要ということもございますが、本町の場合、本町の起こり得るエリアがございますので、その情報と、それから例えば九州とか、その地震の情報をどう活用するのかということも今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。（「ありがとうございます」と阪東議員呼ぶ）

○議長（西川六男君） では、阪東議員の質問を打ち切ります。

続きます、12番、松本議員。

（12番 松本美也子君 登壇）

○12番（松本美也子君） 議長のお許しをいただき、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

地域で支え合い、助け合う共生社会のために、認知症サポーター養成講座の実施の拡充について質問をさせていただきます。

認知症になっても安心して住みなれた地域で暮らせるように、認知症高齢者等に優しい地域づくりのために、政府も認知症施策総合戦略（新オレンジプラン）の中で、現在約906万人いる認知症サポーターを2020年度末までに1,200万人にすると数値目標を変更しています。

変更に伴って、自治体が認知症サポーター養成講座受講者を把握するとともに、認知症サポーターが地域でできる活動事例等を紹介することや、ステップアップ講座（認知症サポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する機会）を設け、地域や職場の実情に応じた取り組みを推進していく。認知症の人と地域でかかわることの多い職種（小売業、金融機関、公共交通機関等）の職員に認知症の理解を深

めてもらうために受講を勧めて、認知症に気づき、関係機関への速やかな連絡等、  
連係できる体制整備を進める等についても、地域ケア政策ネットワーク全国キャラ  
バン・メイト連絡協議会より協力をお願いを平成29年7月19日付でされてお  
ります。

以前に質問させていただいて、出前講座の開催も提案をさせていただきました。  
以来、地域包括支援センターがキャラバン・メイトの方とともに、各自治会をはじ  
めサロン、磯城消防署、金融機関、老人会、生活学校、シルバー人材センター総会  
開催時、磯城野高校ヒューマンライフ科2年生のクラス（毎年）、福祉のまちづく  
り支援員、民生児童委員、聴覚障害者の協会の方々等あらゆるところに出かけて出  
前講座を開催していただき、サポーター数は1,042人、キャラバン・メイトと  
の合計数は1,074人と伺っています。ステップアップ講座の件についても、既  
に計画をしていただいていると伺いました。

その中で、認知症サポーターの養成講座をまだ受講されていないと思われる小学  
校、中学校の児童・生徒、町職員、教職員等学校関係者、田原本町在住の高校生、  
大学生への養成講座の実施についてお尋ねをいたします。

認知症サポーター養成講座副読本小学生向け、中学生向けの冊子もできていると  
伺っています。幼稚園児、保育園児のサポーター数が全国で5,192人との報告  
にも驚いています。子どもの時期から高齢者等、特に認知症の方のことを正しく理  
解すること、世代を超えて尊敬する心、思いやる心を養うこと、子どもから保護者  
の方々にも認知症について考えていただき、知っていただくことになればと考えま  
す。

今後も、高齢化率とともに、認知症高齢者の数も増加してまいります。認知症に  
ついて正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援するための認知症サポ  
ーター講座には、多くの方に受講していただき、地域で支え合い助け合う共生のま  
ちにと考えます。受講された方々が自身の将来を考えて、今から健康で過ごせるよ  
うに準備も心構えもできて、予防につながっていくと思っています。

他人のためにとの行動が実は自分自身のためにつながるとも考えます。本町のご  
見解をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 12番、松本議員の「地域で支え合い、助け合う共生社会のために」のご質問にお答えいたします。

本町では、認知症になっても安心して住みなれた地域で暮らせるように、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを養成するため、全町民を対象に認知症サポーター養成講座を開催しています。

平成26年度に開始して以来、これまでに26回の講座を開催し、平成29年3月末現在までに1,042人の方が認知症サポーターとして活動していただいております。今年度は17回の開催を予定しているところです。

本町におきましては、養成講座開催の取り組みが遅れていたこともあってサポーター数は県内でも少ない状況にあります。今後も積極的に出前講座を開催するとともに、先日協定を締結いたしました田原本町高齢者見守り活動に参加いただいた事業所の方々にも働きかけながら、より多くの町民の方に受講していただきたいと考えているところです。

なお、町職員につきましては、研修の場などを使って養成講座を実施していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 松本議員。

○12番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございました。

再度質問をさせていただきます。

今年度17回の開催を予定していただいているということですので、具体的に計画をお聞きできればお願いいたします。そして、町職員の方に関しましては今年度中に研修を開催していただけるのか、その時期についても再度お答えをしていただきたいと思っております。

そして、質問の中にありました小学校、中学校の児童・生徒、そして教職員等学校関係者、田原本町在住の高校生、大学生への養成講座についての開催の予定状況をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 17回の細かい日程とかの内訳は今ちょっと持っておりませんが、基本方針としまして、地域包括支援センターが行います認知症の予防教室、講演会に参加しまして、その中で認知症の理解を深め、介護方法を習得していただくという形で考えております。

職員については今後検討してまいります。中身としましては1時間半ぐらいのもので、全職員できたらと考えております。（「今年度中かどうか、時期を」と松本議員呼ぶ）

失礼しました。今年度中ということで研究してまいります。

○議長（西川六男君） よろしいですか。（「高校生のことについて」と教育長呼ぶ）

教育長。

○教育長（植島幹雄君） ただいまのご質問についてお答え申し上げます。

実は私、昨年度まで磯城野高校におりまして、生徒と一緒にこの講座を受けております。ただ、磯城野高校の場合、ヒューマンライフ科という40人の1クラスの生徒が受けるということで、もともとそういう下地のある子たちが受けましたので、非常に効果的であったなという実感は持っております。係の方が認知症の方の役割をして、そして磯城野高校の生徒が声をかける役割といった、そういったワークショップを行いまして、非常に生徒も明るく和やかにやっていたという印象を持っております。

したがいまして、そういう形で小・中に関して申しますと、認知症に関しましては、小学校は道徳の授業であるとか、あるいは障害者に関するそういう講義であるとか、そんなところで知るようであります。中学校に関しましても座学中心で、保健の授業等でそういった内容が出てくるようでございますので、やはり実際にそういうケースを自分で体験してというのは効果的であるというふうに私自身は考えております。その辺、各学校と相談、検討いたしまして、取り入れられるような形で進められたらなと思っておるんですけれども、子どもたちは発達段階というのがございますので、その辺、上手な形で広めていくというのも一つの方法であろうし、大人数の中でやっていくというのはどうも効果は私自身は少ないかなと思っておりますので、例えば中学校であれば、いわゆる将来の職業に関するそういったキャリア教育

の一つのグループとして、少人数なりのところでやっていただくというのが効果的にはいいのかなとは思っています。

ただ、子どもたちは自分の家庭にそういう認知症の方を抱えておられる、そういう家族もございますので、その辺、子どもたちにどういう実態なのかというのを知らせる意味でも、やはり小さいときからの啓発は大切だと思っております。小・中等につきましては今後十分検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西川六男君） 松本議員。

○12番（松本美也子君） まだ答弁漏れ。田原本在住の高校生、大学生についてはどうですか、講座は。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 在住の高校生、大学生につきましては、今のところ一般の認知症サポーター講座に参加いただきたいということで、一般という形で今のところは考えております。

○議長（西川六男君） 松本議員。

○12番（松本美也子君） ありがとうございます。

まず、小学校、中学校の児童・生徒ですけれども、今、教育長からご答弁いただきました。私も磯城野高校の第1回の開催時は一緒に受講させていただきました。今おっしゃっていただいたとおりで、本当に素晴らしい講座の内容になっておりました。

それで、小学校、中学校に関しましてですけれども、ご検討いただくということなので、包括支援センターで出前講座をしていただいている職員の方、またキャラバン・メイトの方と具体的に検討していただいて、小学校、中学校の子どもたちに出前講座も通してどのような効果と、どのような内容で子どもたちに認知症について正しく理解する授業を行っていただくのが一番ベストであるかということをおっしゃってくださっていましたので、具体的に関係者も含めて検討を前向きにお願いしたいと思います。その点、またご答弁を再度お願いしたいと思います。

高校生、大学生への働きかけで、提案だけさせていただきます。

田原本町の青垣生涯学習センターの図書館においては、高校生も大学生も中学生

も夏休みの時期でお勉強もされていますし、1年間、子どもから保護者からあらゆる層の方が、特に若い世代、高校生、中学生、大学生の方も一番よく見えるところじゃないかと思います。そこに認知症のちょっとしたポスターとかこういう講座を開催しているというのを張っていただくことと、それから町内の書店、そしてスーパーも含めて、保護者の方も一般の方もお願いをしたいので、そういうところもどこにポスターを張って皆さんに啓蒙すれば効果的かということもお願いしたいですし、チラシがあればどこにチラシを置けば見ていただくことが一番効果があるかというのも含めて、本当に田原本中で認知症のサポーターの養成講座、認知症の方、またその家族の理解ができる子どもたちであってほしいし、また大人たちであってほしいと思います。

もう1点だけ、小学校、中学校の児童・生徒とか、こういうふうに日常のもし講座を受けていただくとしたら、必ずアンケートを実施していただきたいと思います。ほかの市町村でやられているところは、アンケートをとられて、子どもたちが意外と認知症に関して多くのよりよい意見を書いているので、そのことも含めて提案をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） いろいろ高校生、大学生に対する対応とかご提案ありがとうございました。そういったことで研究してまいりたいと思います。

（「アンケートは」と松本議員呼ぶ）

○議長（西川六男君） 教育長。

○教育長（植島幹雄君） ただいまご提案いただきましたように、支援センター等と実際に話もさせていただいて、校園長会等でもその旨を伝えて、その辺の連携は図ってまいりたいと思っております。

○議長（西川六男君） では、以上をもちまして松本議員の一般質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

---

午前11時30分 再開

○議長（西川六男君） 再開をいたします。

---

---

総括質疑（議第40号より認第1号までの14議案について）

○議長（西川六男君） 今期定例会に一括上程いたしました議第40号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第2号）より認第1号、平成28年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についての14議案について、去る1日に行われました町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。

質疑ありませんか。10番、吉田議員。

○10番（吉田容工君） 今回上程された議案で私の所管外の関係について質問させていただきます。

まず、議第40号、一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回は、中学校管理費を242万円増額するという提案です。この増額の理由、そして、これは中学校の給食棟の話だと思いますので、給食棟の補助金の申請とどういう手続をされたのかということもあわせて答弁をお願いします。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 議第40号、一般会計補正予算（第2号）につきましては、現在行っております中学校給食調理棟建設に係る基本設計・実施設計一括業務委託において、新たに地質調査及び既存不適格改修等を行う必要が生じたことから、委託料242万円の増額をお願いするものでございます。

次に、補助申請についてでございますが、国庫補助金である学校施設環境改善交付金については、平成30年度の交付金を受けるために、平成30年度交付金に係る建築計画を6月上旬に提出しております。この後、11月及び2月のフォローアップ調査を経て内定が得られましたら、学校施設環境改善交付金交付申請書を提出することとなります。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） ちょっとわかりにくかったですけれども、一つは基本・実施一括設計業務委託料と。これは、当初基本計画の実施委託料というのが予定されていて、補正予算で基本・実施一括設計業務委託料という形で増額された。その経緯と実際の落札額について説明してもらったのがわかりやすいのかなと思います。

れども、もうちょっとわかりやすく説明してください。

それで、実際は何をするのか、何をしなければならないのか、そのためにこれだけ要るんだというところを話してほしいのと、今の話では内定が出なかったら来年建設しないのかと、内定が出る様子はどうなんだというところもあわせて説明してください。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） まず、具体的な業務の内容から説明させていただきます。

今回お願いいたします地質調査につきましては北中学校に係るものでありまして、建設候補地が校舎に隣接しており、北中学校は昭和56年に建築しており、その建築時の地質調査のデータを利用できると考えておりました。そのため、当初の仕様に地質調査は入れておりませんでした。これを業者が確認いたしましたところ、当時の地質調査では液状化判定というものの必要な試験が行われておりませんでした。このために、新たにボーリング調査による地質調査、土質試験を行うものであり、次に、既存不適格改修等の設計につきましては、給食を校舎の2階、3階に運ぶ昇降機を両校に増設するに当たり、田原本中学校については既存校舎の北館の階段部分につけるのですが、建築基準法に基づく防火・排煙対策についての防火区画である堅穴区画の設置がされていなかったため、設置するための既存不適格改修設計を行うものであり、北中学校については、建築基準法が変わりましたのが昭和44年なんです、56年に建築されており、既に防火区画は設置されておるのですが、このたびの増築に適合するように改修設計を行うものであります。

それと、これまでの経緯なんです、平成28年の当初予算で基本設計の委託料として1,300万円の予算をいただいております。それが平成28年12月補正で1,000万円の追加をいただきまして、合計2,300万円として、ことしの2月に入札を行いました。その結果、内藤建築事務所が北中学校も田原本中学校も両校落札いたしまして現在行っているのですが、その契約額に対して今回、両校合わせて242万円の補正をお願いするものであります。（「両校合わせて幾らの落札額」と吉田議員呼ぶ）

落札額につきましては、田原本中学校は747万円、北中学校については424万円、予定価格が田原本中学校については1,416万8,520円、北中学校に

については761万9,400円でございます。

次に、補助金でございますが、絶えず県のほうへ連絡いたしまして補助金の状況を確認いたしております。田原本町につきましては、中学校給食は新規事業でございますので比較的つきやすいということなんですが、これも確実な情報ではございません。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 補助金額といたらたくさんなんですか。それで、奈良県で中学校の給食を実施していないのは田原本町だけと不名誉な状況になっていますよね。その点では奈良県が温情でつけてくれるかわかりませんが、それでも冷たい仕打ちをするかわかりません。そのときは、やはり町の判断として、補助金がつかなくともつくるよという思いは教育委員会にはあると思いますけれども、お金を出すほうの町長のほうはあるのかどうかということを知りたいんです。2つ、両方から答弁いただけますか。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） まず、補助金額ですが、文部科学省が定めます生徒数が401人から600人以下の基準に該当する田原本中学校は、実際の建築予定面積は490㎡を予定しておりますが、交付対象基準面積は270㎡、これで計算いたしますと、交付金はあくまでも概算であります約3,100万円、400人以下の基準に該当する北中学校は、実際の建築予定面積は310㎡ですが交付対象基準面積が216㎡、交付金は約2,400万円、2校合わせて5,500万円程度の交付金を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、今私ができることは、補助金をいかにいただけるかというところに注力していきたいと考えております。そのために、中学校給食だけではなくて防災の機能もついた設備等の特色をつけながら、まず県、そして国へ要望を上げていくというふうに考えておりますので、今私が申し上げられるのは、交付金を取れるように今全力で頑張っているというところでございます。

○10番（吉田容工君） いやいや、そんなの聞いてない。それがなくてもやる気があるかどうか。ないんだったら、それはやりませんと言ってもらったらよろしい。努力しますだけで最後は責任とらないということでもいいんですね、それは。今の答弁からすると。

○議長（西川六男君） 町長。（「もう3回目ですよ」と呼ぶ者あり）

○10番（吉田容工君） もう3回したから、私は質問しませんから。

○町長（森 章浩君） まず、自力で出すということを前提でいくということは、交付金申請には当たらないと思います。補助金を外れれば自力でいきますということはこの議会の場で申し上げることで、じゃ交付金は要らないですよねということになりますので、それは答弁させていただくことはできないと考えております。

私は、今、県・国の補助をいただきながら中学校給食に向けて全力で頑張っているところでございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） そしたら、議第41号、田原本町法令遵守推進条例について。

これは公益通報者保護法との兼ね合いなのかなと思うんですけれども、今、職員が職務を執行するに当たって法令遵守体制に必要な事項を定めると書いていますが、どういうふうに必要なのか、公正な職務の執行を確保できない実態があるのか、それから、法令遵守委員会は常設かということをもまず質問させていただきます。

○議長（西川六男君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） まず、今なぜ法令遵守体制が必要かということですが、法令遵守推進条例につきましては、第三者委員会の最終報告を待って、その中での指摘も十分に踏まえ条例を制定するとの方向で、第2回定例会でも町長のほうから答弁があったところで、準備を進めてまいったところでございます。

先月には第三者委員会の最終報告も出されまして、町政への信頼回復に向け、今後全職員が一丸となって取り組んでいく上で、職員はもとよりでございますが、町民の皆様に対しても法令の遵守に組織的に取り組んでいく体制を明らかにしなければならぬときであると考えまして、町長をはじめ全ての職員の認識としてこの条例を提案させていただいているものでございます。

次に、公正な職務の執行を確保できない実態があるのかということでございます。

各所属間で情報を共有する制度などが今現在はございませんことから、所属任せになっている状況でございます。ただ、日々の業務の中で多くの方々と接しておりますので、要望、苦情、意見等さまざまな形での働きかけを受けている状況はあるものと認識をしております。

今回提案させていただいております条例案では、条例で定める特定要求行為につきましては、これを記録し上司に報告することで情報の共有や組織としての適切な対応を徹底していきますとともに、組織で対応する環境をつくっていかうとするものでございます。

したがって、条例施行後には、特定の団体または個人に特別の扱いをするよう求める特定要求行為があった場合は記録により実態が把握できるようになりますとともに、不正な職務執行につながるリスクの高い要望、要求等の抑制の効果も期待して、条例案において制度化をしているものでございます。

もう1点、法令遵守委員会は常設かにつきましては、町長の附属機関として設置するいわゆる常設の委員会となりますが、委員会の開催は、内部公益通報に係る調査・審査、また特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかの調査・審査の必要が生じたときに委員長から招集されるものでございます。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） それで、確認したいのは、今、公益通報者保護法という法律がありますよね。公務員を対象ですよ。公益通報者保護法があるにもかかわらず条例をつくるというところの目的は何かと。公益通報者保護法で十分充当できるじゃないかと思うんですけども、そこがわからないので説明を求めたい。

それと、今、公室長から町民にも義務を負わせるという話がありましたよね。何が書いてあるかというたら、町民等の責務というのが第6条に入っていて、「町民等は、職員の公正な職務の執行について理解し」、町民が理解をなさいと。「協力するよう努めるものとする。」と。

読み方によってはいろいろなんです。町は何も説明していないのに、言ったことに従えと言っていることと一緒にすよね、これ。特に、田原本町のまちづくりに当

たって住民の皆さんからいろんな要望を聞く、そんな姿勢なくして、住民の皆さんは横に置いておいて、せっぱ詰まってからお願いしていろんな問題を起こしていますよね。前もって町がこういう方向を考えていますよと、そういうことを周知する、公知することなく、突然にここの道路を改修しますとか、そういう通知が該当者に行くと。これは積年の田原本町の体質だと思うんです。

法令遵守推進条例というものは、まず最初に町が情報公開するというのが一番最初に必要なものであって、それが周知された上で次にこれを持ってくると。田原本町の体質が住民の皆さんに開かれたものであるということが前提だと思うんです。そこがなしにこんな形の責務を住民に負わせるというのは違うと思うんですよ。これは町のおごりだと私は思うんです。急にこんなことを持ってくる。

しかも、議会にかけて議会が決めたよということで責任を議会に転嫁されるわけですから、そんなことは議会は思っていないよ。何でこんな「町民等の責務」が入るんですか。

田原本町の町民は、それはいろんな思いがあるでしょう。でも、いろんな思いを直接聞き取って、そしてその中で何が公平かと考えていくのが町じゃないですか。それまでに文句言うなという項目を入れたのと一緒にじゃないですか。

その辺はそう受けとめますけれども、提案されておるほうとしてはそんなことありませんよと言うんだったら、その辺の説明をお願いします。

○議長（西川六男君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） まず、公益通報者保護法に基づく公益通報でございますが、公益通報者保護法に基づきますものは外部公益通報という形になります。保護法に基づきまして、外部の民間事業者等の労働者から本町に処分または勧告等の権限がある事業所内の行為に関する事実について、対象となる法律が400幾つかあるんですけれども、その法律に基づきまして違法、不当な事実がある場合の公益通報が、公益通報者保護法に基づく外部公益通報ということになります。

外部公益通報につきましても、本町に権限のある、該当する事実がある場合は本町で受け付けをさせていただくということになりますけれども、今回の条例に規定しておりますのは、職員だけでなく、例えば住宅事業者等を含みました、いわゆる職員等によります内部公益通報を位置づけております。

これは内部公益通報でございますので、町の条例に書いておりますように、町が実施する事業、事務に係る行為の中で、そういう違法であるとか町民の生命、身体、権利利益に重要な影響を及ぼす事実であるとか、そういうことがございましたら職員等の方から内部通報をお願いしますという制度でございます。

次に、町民等の責務でございます。第6条の規定でございますが、「町民等は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力するよう努めるものとする。」と。この規定でございますが、まず、町政における公正な職務の執行を確保する上では、職員だけではなくて、町政にかかわる方も含めて町民と呼びしておりますが、町民や町政にかかわりのある方の協力、理解がやはり必要であるということで、このような努力義務を規定しているものでございます。よろしくご理解をお願いいたします。

それから、特定要求行為でございますが、特定要求行為については、初めから全てが特定要求行為ということではございません。要求がございまして、町が説明をさせていただいてご納得いただいた場合は特定要求行為になりません。町が丁寧に十分に説明させていただいた上でなおまだ強く要求される場合、それを特定要求行為と言っておりますので、ご理解をよろしくをお願いいたします。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 私は3回しか質問できませんけれども、理解が違っていません。

公益通報者保護法は外部公益通報に限定されているんじゃないんですよ。説明が書いてあるのは労働者と雇用主と、労働者には公務員含まれますよ。雇用主はその労働者を雇っているんですよ。内部通報も含まれますよ。今、公室長は外部通報だけだとおっしゃいましたね。認識が違いますね。それはちゃんと正していただけますか。今確認していただけますか。

それと、今、公室長から説明ありましたが、でも、「町民等の責務」というところで、いろんな不当な要求をすることは駄目ですよと書いてあるわけではないんですよ。第6条第1項は、「町民等は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力するよう努めるものとする。」これで終わるんですよ。まず理解しろと、協力しろと書いてあるわけですよ。

そして第2項に「何人も、」これは町民等じゃないですよ。何人もですよ。「職員に対し不当要求行為をしてはならない。」となっているんですよ。ですから、この条項の項立ては、まず町民等は職員が行うことを理解しなさいと、そして協力しなさいと書いてあるんです。不当要求行為をしたら駄目だと書いてあるんじゃないんですよ。何があっても理解しなさい、協力しなさいと書いてあるわけです。

こんな条例、いろいろありますよ、自治体にはね。ありますけれども、全然必要ないと思いますよ。こんな条例をつくるんだったら、例えば外部の方が来られたら、いろんな打ち合わせ、会議等、要望を聞くことがありますね。そのときに、田原本町は公正を期して録音させていただきますと言って録音のレバーを押して録音したらいいだけの話じゃないですか。全部記録を残させていただきますよと言って録音機を置いただけでも規制効果があるわけじゃないですか。うかつなことは言えないなとなるわけですよ。そんなことで済む話ですよ、こんな条例をつくらなくても。違いますか。こんなのをつukらないといけないというのは、よっぽど田原本町の職員の中の風通しが悪いということだと思うんです。

それは誰の責任かはわかりませんが、私は、職員は、部下は係長、課長に相談するし、係長、課長は部長に相談するし、そして町長に相談すると、そういう体制ができれば全く必要ないと思うんですよ、こんな条例は。そもそも問題意識がなかったら内部通報できませんからね。

第三者委員会の言われたように、地域子育て支援拠点事業については職員が問題意識を持っていなかったと、それでは内部通報するはずないじゃないですか。こんなをつくっても、この事件をまた防ぐことはできないと私は思いますよ。

その点では、それよりも町長を筆頭に内部事務を見直すという作業をして初めて、これはおかしいんじゃないかと。特に町長は外から来られていますので、地方自治体の仕事を見たらこれは一般と違うよという感覚をお持ちだと思いますので、その点では町長みずから絡んで田原本町の業務を見直すという作業をされたら、こんな要らないと思いますよ。

しかも、さっき言いましたように、町民にこんな職員の公正な職務の執行について理解し、協力するよう努めるものとする。職員にはいろんな権限があるんですよ。一番厳しい権限は税金の取り立てという権限があるんです。それは払いたいの

はやまやまだけれども、ないから払えないじゃないかと、それよりも生活できないので何とかしてよという声を聞く耳があるか、それとも、決まったものは払いなさいよという態度でいくのかというところが、それは田原本町の姿勢が問われるんですよ。

何があっても町の職員が来たら、町の職員の言うことを理解して、そして協力しなさいと、食べるものを削って税金を納めなさいと言うのか、それとも、それだったらこういう制度がありますし、こういう制度を利用しますかという提案をするのかというところがここでは欠けてくると思いますよ、私は。

その点では、この条例が本当に必要かどうかというところと、先ほど聞きましたように、公益通報者保護法は内部通報も対象としているということを認めていただきますよう答弁を求めます。

○議長（西川六男君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） まず、外部通報でございます。公益通報者保護法の資料を持っておるんですが、どのような法令違反行為が公益通報の対象となりますかということで、国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる法律、この指定の法律がございます。この法律に違反または違反が生じようとしている行為が公益通報者保護法の対象となる行為となりますので、通報者には当然公務員、我々もおっしゃるとおりに含まれておりますが、その違反がある場合にそういう事業……（「内部通報は入っていないのか。そこを答えてよ」と吉田議員呼ぶ）

今申し上げている内部通報につきましては、町が実施する事務事業……（「違う違う。公益通報者保護法には入っていないのか聞いているんです。先ほど入っていないと言ったでしょう、答弁。入ってるんですか」と吉田議員呼ぶ）

ちょっと確認させていただきます。（「早くしてよ」と吉田議員呼ぶ）

はい。

それから、「町民等の責務」のところ、議員お述べのまず公正な職務の執行について住民に理解をなさいというのはこちらからの勝手ではないかというようなお話もございましたが、まず、町が公正な職務執行を行っていきましようという方向性についてご理解をお願いしたいということでございます。

それから、何人も不当要求行為はしてはならない。不当要求行為については、特

定要求行為のうち暴力的行為であるとか正当な理由なく面会を強要するとか、そういう明らかに公正な職務の執行を妨げるおそれのある行為でございますので、そういうことは皆さんしないでくださいという規定でございます。

それから、特定要求行為の対応の制度自体不要ではないか、このような条例は不要ではないかというご質問でございますが、まず、条例の目的にも書いておりますように、公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずることにより、町民の信頼を確保し、町民とともに公平かつ公正な町政の運営に資することを目的としてつくりました制度でございます。公正な職務の執行を行っていくという方向性を制度としたものでございますので、こういう制度を設けさせていただいて、組織一丸となって取り組みをさせていただきたいと思っております。

すみません、先ほどは失礼いたしました。内部公益通報も公益通報者保護法には含まれております。ただ、この条例で申し上げます内部公益……（「先ほどの答弁は撤回するんですね」と吉田議員呼ぶ）

先ほどののは私、修正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） 今回、先ほどの第三者委員会での報告にもありましたように、やはり再発防止に必要なのはルールを守ることでございます。行政、団体、個人との関係のルールは、職員倫理規程ということで5月1日に策定をさせていただきました。

今回策定させていただいたのは、そのルールを守るというルール、つまり法令遵守であると思っております。それを町職員ももちろん認識をしていかなければいけないというところであります。

そこで、先ほどから特定要求行為等の質問がありましたけれども、私は就任以来、タウンミーティングも今までやっていなかったのを昨年度2回実施させていただきました。そして、ことしは自治会にも赴きまして、要望のある自治会とのタウンミーティングもさせていただき、住民の皆様の声を私に届くようにしております。

公式に書面でやはり陳情・要望等もされます。それはしっかりと今までどおり受けながら、ただ、町が行う許可行為であったり人事異動、また特定の者が有利にな

るような行為を特定要求行為として認識し、公表、記録をしていくということは必要であると思っておりますので、しっかりと住民の皆さんに説明することが、議員お述べのとおり、まず第一でございます。それでも理解していただけなく、それ以上にさらなる要求行為があった場合に対応させていただくものでございます。

ですから、これによって今までの要望等も職員個人で対応していたところが組織としての対応ということになりますので、要望等もしっかりと聞いて、組織としてきちんと対応できる組織づくりができると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） これに対して質問はもうできませんが、意見だけ言わせていただきます。

今回の地域子育て支援拠点事業に関する問題では、愛和会がいわば常識外のことをやったから職員を巻き込んだということですよ。そういう事件を受けて一般町民に責務を負わせるというのはやり過ぎだと私は思ひます。愛和会に反省を求めるといふことはないんですか。やっぱりその辺が全然示されていない。愛和会から町に謝罪はされたのか、それとも、これを余分にもらっていたから返しますと返却があったのかという報告もありませんので、その点はまた機会を改めて問い合わせますし、また、もし答弁したいといふのだったらしていただいても結構ですので、次の質問にいきます。

議第43号、田原本町附属機関に関する条例ということで、田原本町職員分限懲戒審査会といふのを附属機関にすると。これを附属機関とする理由です。外部委員を参画させるのに、入ってこられると思ひますけれども、附属機関とすると条例で決めただけでいいのかといふところもあわせて説明を求めます。

○議長（西川六男君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） まず、職員分限懲戒審査会を附属機関とする理由につきましてでございます。

職員分限懲戒審査会は、任命権者が公正な処分を行えるよう、本町の懲戒処分及びその公表に関する指針を標準として、事実を審査し、近隣市町村の状況も勘案しながら、その量定を町長に意見具申してきたものでございます。

しかし、職員のみでは審査が大変難しい場合もあり、今後においては、法律の専門知識を有する者等の外部委員に加わっていただき、附属機関の審査会で、より客観的、専門的な意見を踏まえた答申を行っていただけるよう改正するもので、公平・公正な審査を行うという基本的な役割はこれまでとは変わっておりません。

次に、職員分限懲戒審査会の委員に外部委員を参画させるのに根拠条例は必要なのかについてでございますが、地方自治法第202条の3では、「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」と規定されております。そのようなことから、本町においては、他の法律、政令が附属機関の設置根拠となっているものを除き、田原本町附属機関に関する条例において、取りまとめて設置根拠等を規定し、それぞれの委員会の運営等につきましては、附属機関条例第2条の規定によりまして個々の規則において規定をしているところでございます。

一方、設置根拠が他の法律、政令によるものについてはそれぞれ個別の条例で規定するという整理になっておりますので、本議案の職員分限懲戒審査会については、地方自治法の規定に基づき、取りまとめて位置づけられた附属機関に関する条例を設置根拠としているものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 町長の提案理由にはそんなことは書いていませんよ。外部委員により、客観的、専門的な意見を踏まえた処分内容に関する答申をするためと。

今は部長が、本来は田原本町の規定によると、職員分限懲戒審査会というのは副町長が委員長で、公室長が副委員長というのが今の規定ですね。ほかの部長が参加すると。それからするとどうなるのかと。外部委員が委員長になるのか、副町長がいない場合は公室長が委員長になるのか、どんな人を外部委員と予定しているのかというところも入れて説明ください。

○議長（西川六男君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） まず、分限懲戒審査会の構成でございますが、一応、規則を同時に施行させていただきたいと思っております。その中で、委員は従来の職員も含めて10人以内ということで考えております。それから委員については、

法律に関し専門的知識を有する者1名、町の職員は副町長をはじめ各部長で7人でございます。前項に掲げる者のほか、町長が必要と認める者ということで、防犯関係の専門家に入っていただければと考えております。それから、委員長につきましては委員の互選によってこれを定めるということで考えております。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） これ、分限懲戒ですよ。防犯関係の専門家って、なぜそれが要るんですか。普通だったら、法律に基づいて処罰するに当たって、こういう勧告あるいは懲戒までいくんだらうけれども、罰が重いとか軽いとかということになると思うんですけれども、防犯関係の専門家というのは何のために必要なんですか。

○議長（西川六男君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 防犯関係の専門家ということで、具体的には警察の関係のOBの方と考えております。

まず、県内で外部委員を入れておられる市は3市ございます。いろいろとお聞きしましたが、大学教授、弁護士、警察OBの方という状況でございました。本町では弁護士の方と警察のOBの方に1名ずつ入っていただきたいと考えております。

弁護士には、文字どおり法律的な見地からのご意見をいただきたい。それから警察のOBの方には、懲戒処分については、あってはいけないことなんです。交通事故やハラスメント、暴力の絡む事件等、刑事事件に発展する不祥事案にも、職員だけでは判断が難しいこともございますので、専門的な見地からご意見をいただけるようにと考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） そしたら、最後ですけれども、議第44号、特別職で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質問します。

まず、今回の一部改正に当たって、補助金等交付事務において適正な事務処理手続ができなかったことによる町政に対する信頼低下と、副町長が逮捕されたことにより町政の停滞と混乱を招いたことが今回の提案の理由とされています。これと町長との関係はどうあるのか。私は関係はないと思っているんですけれども、現町長

の結果責任と説明されていますが、全く関係ないのに責任をとられるのだなという疑念を持っていますので、そこをちょっと説明をお願いします。

○議長（西川六男君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） ただいまご質問のありました今回の不祥事の要因とされたことと町長との関係はということについてでございますが、本条例案によりまして町長の給料を減額する理由は、議員のお尋ねにもございますように、第三者委員会から一連の不祥事が町の事務処理体制におけるチェック体制の甘さや対応の無責任さが要因であるとの指摘を受けましたこと、また、今回の不祥事で前副町長が逮捕されるなど町政の停滞と混乱を招いてしまった事態を重く受けとめ、現町政の責任者として給料の減額を行われるものでございます。

また、町議会からの提言書におきましても、今回の事務執行に関して、町を統括し代表する町長の最高責任者としての責任についてご指摘をいただいているところでございます。

したがいまして、今、実際に起こってしまった結果に対する責任であり、個々の個別事情ということではなく、今の事実が町民の不信感を招き、町政運営の混乱につながってしまったことに対する責任であり、町長が現町政の責任者という立場にあるからということでございます。

続きまして、町長は全く責任はないのかにつきましては、今回の改正案は、現町長の結果責任としてみずからの給料を30%、3カ月間減額するための提案でございますが、町長としての責任のとられ方として何よりも重要な責任は、二度とこのような住民の信頼を裏切る行為が起らないようにすることと考えております。

多くの職員が業務に全力を尽くして頑張っている中でこのような不祥事が発生し、住民からの本町への期待に背くようなことが起こってしまった状況を踏まえまして、職員倫理規程や補助金等事務手続ガイドラインを制定し、公務員倫理の確立、適正な事務手続を図るとともに、今期定例会に法令遵守推進条例を提案させていただいたものでございます。

これら職員の法令遵守体制を整えますことで、公正な職務の執行に取り組み、町民の皆様からの信頼を確保し、公平・公正な町政運営につなげることができると考えているもので、町政の責任であり、町として最重要課題として取り組んでいくも

のでございます。よろしく願いいたします。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 非常に不思議なのは、愛和会の関係者が逮捕されてから町長は、あれは父親がやったことで、私は関係ないですということはずっと言ってこられたわけですね。その中で明らかになったことは、有馬温泉への旅行、そこに参加されていたと。ゴルフも行っておられたという事実があったわけですよ。しかも理事という、それは対外的な肩書だと思えますけれども、あつたにもかかわらず職員として参加していたと。私は、理事としての責任を感じずに責任を回避されると、そういう姿勢が町政への信頼につながらないだと思ふんですよ。

私はこういう形で減額されてよろしいと思えますけれども、理由として、やはりその点では、当時は地方自治体の実態も知らずに、余り考えずにお父さんの言うなりに動いていたと。その点では軽率な行為だったということを反省されて、今度は田原本町のトップとして、行政をあずかる身として心改めて減額するという理由をちゃんと堂々と、前のことの責任を負われて謝罪されてこういう提案をされるとうんだったら私はすっきりします。ところが、そちらはお父さんがやったことで私は関係ないと言ったままで、今度は、自分がかかわっていないけれども結果責任だからこっちは責任を負うと。こっちは責任をとらないでこっちだけ責任を負うというアンバランスは、私ら外で大分言わせてもらっていますけれども、宣伝はさせてもらっていますけれども、やっぱり住民の皆さんからしたらちょっと理解できないところだと思ふんです。

何らかの形で、愛和会の役員という肩書を持っておられたわけで、その点ではそういうすっきりした形でこれを提案されたらいいんじゃないかなと思えますけれども、そこはどうか。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、責任のところでございますが、私は100条委員会の中でも十分にご説明をさせていただきました。当時は理事として、できるだけ責務を果たさせていただいております。それが全てでございますので、100条委員会で説明させていただいたとおりであります。

そして今回、結果責任ということでございますが、私は町長就任時から町長とし

での責務は果たしていると理解しております。就任させていただいてまず取り組みさせていただいたのが事業報告書、そして実績報告書に添付書類、交付要綱どおりしているかどうかのチェックを全事業、全部署に交付通知させていただきました。これによって今回の事件のきっかけとなったことと私は理解しております。

そしてまた、そのとき事業報告書が出てこなかったことによって、補助金をとめていた時期がございました。そのとき、補助金を支払うようにさまざまのところから圧力をかけられながらも、働きかけがありながらも、私は支払っていなかったという事実はきっちりと責任として果たさせていただいております。

ただ、今回申し上げているのは、町役場の長年の体質が引き起こした問題であり、それが現町長としての責任としてとらせていただく、二度とこういうことがあってはならない、そしてこれ以上こういうことを起こさせないという責任のもと、今回このように提案をさせていただきました。

ですから、町長が私であれ誰であれ、今回の事件、起こったことの結果を受けて、やはり今までの町役場の体質、そして町行政のあり方、構造の問題、今後はしっかりと気を引き締めてやっていくということも込めまして、今回このように結果責任をとらせていただこうというふうに提案させていただいております。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 不思議な答弁が返ってきました。100条委員会でちゃんと話させていただきました、理事としての責任を果たしましたという話をしたようなことをおっしゃったんですけれども、100条委員会で答えられたのは、有馬温泉は職員として行ったんだと、理事じゃなかったんだと言い張っておられたじゃないですか。ゴルフに行ったのも、理事としてじゃなくて職員として行ったと、父親の命令で行ったんだとおっしゃっていたじゃないですか。全然、理事としての責任を果たしたというのじゃなくて、理事という責任から逃げておられたのが100条委員会の中身だったんじゃないですか。それをこんな場に来て、いかにも私は理事として責任を果たしましたというような答弁をされたんでは、それは納得できないのは当たり前だと思いますよ。

そしたら有馬温泉に行かれたのも理事として行かれた。平成16年からですか、理事をやっておられた。ずっと理事をやっておられたわけですよ。その間は理事と

いう責任を負っておられたということですね。答弁をお願いします。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） そのあたりも100条委員会でご説明させていただきました。

ただ、私は、法人の中で理事としての自分の責務を果たさせていただいておりました。理事としての権限として自分の意見も言わせていただき、決して言いなりになるわけでもなく、理事としてその責務を果たさせていただきましたので、それで答弁とさせていただきたいと思えます。

○10番（吉田容工君） 有馬温泉は職員として行ったと答えたじゃないの。それは答えてないじゃないですか。それは変わらないんですね。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして、総括質疑を打ち切ります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これにて散会いたします。ありがとうございました。終わります。

午後0時17分 散会